

●香川県議会議員選挙観音寺市選挙区選挙長告示第3号

平成27年4月12日執行の香川県議会議員選挙につき、観音寺市選挙区においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成27年4月3日

香川県議会議員選挙観音寺市選挙区選挙長 松 山 好 伸